

平成 23 年 12 月 13 日  
附属図書館長 制定

### ツイッター投稿に関する運用申し合わせ

#### (趣旨)

1. この運用ポリシーは、佐賀大学附属図書館が、ツイッターを情報発信の一手段として活用するにあたり、「国、地方公共団体等公共機関における民間ソーシャルメディアを活用した情報発信についての指針」（平成 23 年 4 月 5 日付け、内閣官房情報セキュリティセンター情報通信技術（IT）担当室、総務省、経済産業省指針）に従って必要な事項を定めるものとする。

（ツイッターは、民間企業が提供する通信サービスで、ユーザ登録することで 140 文字以内の短文の投稿が可能になり、読者がその記事を自由に閲覧できるシステムで、現在多くの企業、研究機関等で効果的な情報発信ツールとして活用されはじめている。）

#### (目的)

2. 佐賀大学附属図書館から新刊本の入荷情報、資料の配架案内などさまざまな情報を発信するためにツイッターを利用する。リアルタイムに情報を発信することで図書館サービスの活性化のほか、利用者の図書館に対する期待感や図書館の利活用に寄与することを目的とする。

#### (情報発信の心構え)

3. 情報発信については、以下の取り組みを行う。

- (1) タイムリーな情報発信を普段から考え、短い文章で発信できるように心がける。
- (2) 本学関係者だけでなく、国内外の読者も十分意識して図書館に対する信頼感、期待感をもたせる情報を発信する。
- (3) 知らせたい内容より読者が知りたいと思う内容を厳選して発信し、多くの読者を獲得していく。
- (4) 情報発信の内容について常に組織的にレビューし、常に最新の情報を図書館内で共有する。
- (5) ツイッターによる情報発信が図書館や図書館員のサービス向上に寄与するよう常にその成果を検証していく。

#### (投稿担当)

4. 図書館本館 1 階主担当、本館 4 階主担当、医学分館主担当で投稿を行う。

(注意事項)

5. 国立大学法人法をはじめとする関係法令及び職員の服務に関する規程を遵守し、以下について注意する。
  - (1) 公式アカウントは業務目的外での使用は行わない。
  - (2) 発信する情報は正確に記述し、その内容について誤解を招かないように留意する。
  - (3) 意図せず発信した情報により他者を傷つけ、誤解を生じさせた場合には、誠実に対応するとともに、正しく理解されるように努める。
  - (4) 以下の情報の発信は禁止する。
    - ①誹謗中傷や不敬な言い方を含む情報
    - ②人種、思想、信条等の差別、又は差別を助長させる情報
    - ③違法行為又は違法行為を煽る情報
    - ④個人情報や大学及び他者の権利を侵害する情報
    - ⑤大学のセキュリティを脅かすおそれのある情報
    - ⑥その他公序良俗に反する一切の情報

(内容確認)

6. 発信する情報の内容については、情報図書館課長が確認を行う。

(留意事項)

7. 以下に留意して運用する。
  - (1) 附属図書館の公式アカウントであることを明示する。
  - (2) 附属図書館ホームページとツイッターのへリンクを作成する。
  - (3) 附属図書館からの情報発信専用としてアカウントへの返信は表示しない。返信の受付は、これまでと同様に図書館ホームページの問合せ先メールアドレスで行う。
  - (4) 作成した運用ポリシー（注意事項等）を図書館ホームページへ掲載する。
  - (5) システム上の問題等により継続して運用することが困難となった場合には、図書館ホームページにその理由を示して、アカウントを削除することができる。
  - (6) 今後、運用については必要に応じて検討し見直しを行っていく。

附則

この運用ポリシーは、平成 23 年 12 月 12 日から施行する。